

## 中山間地域・離島振興特別委員会資料

### 報告事項

	ページ
1 島根県過疎地域持続的発展計画（案）について	1
2 令和8年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」について	3

#### 【別冊資料】

島根県過疎地域持続的発展計画（案）

## 島根県過疎地域持続的発展計画（案）について

### 1. パブリックコメントでの意見に対する県の対応・考え方

ご意見の要旨	県の対応・考え方
<p><b>【計画全体について】</b></p> <p>短期的利益も必要であろうが、県にはもっと数世代先の将来を考え、次代にも我々が享受してきた豊かな自然がもたらす恩恵を繋ぐ施策を希望する。</p> <p>昭和の初めの頃の里地里山を目指した新たな中山間地・里地里山のあり方を総合的に取り組んでみてはどうか。</p>	<p>県内の過疎地域を中心とする中山間地域には、豊かな自然があふれ、古き良き歴史・文化が連綿と受け継がれており、県民の皆様がいきいきと働き、暮らしていく場として、かけがえない価値をもっています。</p> <p>将来を見据え、県民の皆様が安心して笑顔で暮らし続けることができるよう、過疎地域持続的発展計画のみならず島根創生計画や中山間地域活性化計画など他の県計画も踏まえ、市町村とも連携・協力しながら、様々な分野において必要となる施策に取り組んでまいります。</p>
<p><b>【林業の振興について】</b></p> <p>島根県の面積の多くを占める森林を活用し、森林所有者の所得を向上させる政策の推進が必要。</p> <p>現在の森林経営では、森林所有者の所得は1立方メートル当たり3千円程度と少額であり、森林が放置される原因になっていると思う。</p> <p>改善のためには、木材の製材品を高く売り、利益を上げて、森林所有者の所得向上につながるサプライチェーンの構築が必要であり、島根県が中心となり、複数市町村や団体が参加した事業推進を図るための計画を記載すべき。</p>	<p>県としてもサプライチェーンの構築は、森林経営の収益力を高める上で重要と考えています。</p> <p>本計画案においても、木材の需要拡大に向け、非住宅を含めた建築物の木造化を推進するため、林業・木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、施主となりうる団体等も含めた関係づくりを進めることとしており、計画案中では、「製材工場間での連携強化や、非住宅を含めた建築物の木造化に向けた関係者間の連携推進により製材用原木の需要拡大と安定供給を図る」と記載しています。</p>

## 2. 素案からの主な変更点

- ・実績（見込み）等を踏まえた目標値の見直し

項目	指標名	現状	目標（上段が見直し後の数値）					単位
		R 6	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	計上分類
7. 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	こども家庭センター等においてサポートプランを作成している市町村数	12	<u>14</u>	15	17	19	19	市町村
			13	15	17	19	19	単年度値
11. 地域文化・スポーツの振興等	島根県スポーツ・レクリエーション祭等への参加人数	6,637	<u>6,900</u>	<u>7,000</u>	<u>7,100</u>	<u>7,200</u>	<u>7,300</u>	人
			6,100	6,200	6,300	6,500	6,600	単年度値

## 3. 策定スケジュール

3月中 策定、公表（HP掲載）、主務大臣へ提出

## 令和8年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」について

### 1. 法律の概要

- ・平成28年4月、議員立法により成立（平成29年4月から10年の時限立法）
- ・法に基づき、国は「有人国境離島基本方針」を策定し、方針に基づき、関係都道府県は「有人国境離島計画」を策定

法に基づき、「航路・航空路運賃の低廉化」や「輸送コストの支援」、「雇用機会の拡充」、「滞在型観光の促進」等の施策が実施され、地域社会の維持が図られてきた。

### 2. 法の延長・拡充に向けた状況

- ・県、県議会の活動
  - ①県による重点要望（令和7年5月、11月）
  - ②特定有人国境離島地域関係都道府県協議会による要望（令和7年7月、10月）
  - ③県議会による意見書採択（令和7年12月）

### 3. 今後の主な流れ（想定）

時期	国（※）	県
令和8年6月	改正有人国境離島法成立	
9月	基本方針骨子（案）	
12月		県議会へ計画（素案）報告 パブリックコメント
令和9年1月	基本方針（案）	
2月		県議会へ計画（案）報告
3月	基本方針告示	計画確定、国へ提出
4月	改正有人国境離島法施行	

※国のスケジュールは、これまでの離島振興法延長・改正時を参考に想定したもの